

令和6年能登半島地震に伴う市営住宅附帯駐車場活用実施要綱（新旧対照表）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>令和6年能登半島地震に伴う市営住宅附帯駐車場活用実施要綱</p> <p>第1条～第2条 省 略</p> <p>（活用できる者の資格）</p> <p>第3条 本要綱により市営住宅附帯駐車場（以下「駐車場」という。）を使用できる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 「令和6年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱」に基づき住宅の使用許可を受けた者であること</p> <p>(2) 緊急時の連絡先を確保できる者であること</p> <p>(3) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと</p> <p><u>(2)</u> 駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証（以下「車検証」という。）を有し、又は、第5条に規定する使用許可申請をした日から2月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、当該車検証に記載されている使用者から車検証に記載されていない者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該自動車使用者を当該車検証に使用者として記載されているものとみなす。</p> <p>第4条～第5条 省 略</p> <p>（使用許可）</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により許可申請書を受領したときは、記載事項</p>	<p>令和6年能登半島地震に伴う市営住宅附帯駐車場活用実施要綱</p> <p>第1条～第2条 省 略</p> <p>（活用できる者の資格）</p> <p>第3条 本要綱により市営住宅附帯駐車場（以下「駐車場」という。）を使用できる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 「令和6年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱」に基づき住宅の使用許可を受けた者であること</p> <p>(2) 緊急時の連絡先を確保できる者であること</p> <p>(3) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと</p> <p>(4) 駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証（以下「車検証」という。）を有し、又は、第5条に規定する使用許可申請をした日から2月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、当該車検証に記載されている使用者から車検証に記載されていない者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該自動車使用者を当該車検証に使用者として記載されているものとみなす。</p> <p>第4条～第5条 省 略</p> <p>（使用許可）</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により許可申請書を受領したときは、記載事項</p>

改 正 案	現 行
<p>及び添付書類について審査する。</p> <p>2 市長は、前項の規定による審査において疑義がなく、かつ、管理上支障がないと認められる場合は、<u>使用を許可し</u>、申請者に対し行政財産使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。</p> <p>3 市長は、前項の規定により使用許可を行うにあたっては、条件を付すことができる。</p> <p>（使用許可期間） 第7条 <u>使用</u>許可期間は1年を超えないこととする。</p> <p><u>（引き続き使用許可の手続等）</u> 第7条の2 <u>1 許可者は、前条の規定による使用許可期間満了後も引き続き当該駐車場の使用を希望する場合は、本市が指定する期日までに、行政財産使用許可申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。</u> <u>2 市長は、前項の行政財産使用許可申請書（別記様式第1号）の提出を受けた場合は、引き続き使用を許可することができる。この場合における使用許可期間は、許可日から令和7年12月31日を超えない期間とする。</u></p> <p>第8条～第12条 省 略</p> <p>（禁止事項） 第13条 許可者は次に掲げる行為をしてはならない。 （1）使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車すること （2）駐車場を他の者に使用させ、又は担保に供<u>すること</u>してはならない （3）駐車場を定められた用途以外の用途に使用すること （4）駐車場を模様替し、又は増築すること （5）市営住宅及び駐車場その他の共同施設並びにそれらの周辺の環境を乱し、又は他の駐車場利用者、市営住宅の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為</p>	<p>及び添付書類について審査する。</p> <p>2 市長は、前項の規定による審査において疑義がなく、かつ、管理上支障がないと認められる場合は、申請者に対し行政財産使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。</p> <p>3 市長は、前項の規定により使用許可を行うにあたっては、条件を付すことができる。</p> <p>（使用許可期間） 第7条 許可期間は1年を超えないこととする。</p> <p>第8条～第12条 省 略</p> <p>（禁止事項） 第13条 許可者は次に掲げる行為をしてはならない。 （1）使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車すること （2）駐車場を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない （3）駐車場を定められた用途以外の用途に使用すること （4）駐車場を模様替し、又は増築すること （5）市営住宅及び駐車場その他の共同施設並びにそれらの周辺の環境を乱し、又は他の 駐車場利用者、市営住宅の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="107 240 421 276">第 14 条以下 省 略</p> <p data-bbox="136 325 262 357">別記様式</p> <p data-bbox="107 367 920 483">様式第 1 号 (第 5-4 条関係) 行政財産使用許可申請書 様式第 2 号 (第 6-5 条関係) 大阪市行政財産使用許可書 様式第 3 号 (第 14 条関係) 大阪市行政財産使用許可取消書</p> <p data-bbox="197 533 291 564">附 則</p> <p data-bbox="141 572 739 604">この要綱は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。</p> <p data-bbox="197 655 291 687">附 則</p> <p data-bbox="141 697 772 729"><u>この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。</u></p>	<p data-bbox="1131 240 1444 276">第 14 条以下 省 略</p> <p data-bbox="1160 325 1285 357">別記様式</p> <p data-bbox="1131 367 1944 483">様式第 1 号 (第 4 条関係) 行政財産使用許可申請書 様式第 2 号 (第 5 条関係) 大阪市行政財産使用許可書 様式第 3 号 (第 14 条関係) 大阪市行政財産使用許可取消書</p> <p data-bbox="1214 533 1308 564">附 則</p> <p data-bbox="1162 572 1760 604">この要綱は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。</p>